

(別表)

A 生活扶助第1類

年齢 (適用開始月の1日の満年齢)	個人生活費 (年額:円)
0歳～2歳	250,800
3歳～5歳	316,200
6歳～11歳	408,840
12歳～19歳	504,960
20歳～40歳	483,240
41歳～59歳	458,160
60歳～69歳	433,200
70歳～	388,080

3人世帯以下:合計額×1.0

4人世帯 :合計額×0.95

5人世帯以上:合計額×0.9

を乗じる。なお、10円未満の端数は切り上げる。

B 生活扶助第2類

世帯人員	世帯生活費	冬季加算	期末一時扶助費 (年額:円)
1人	521,160	15,450	14,180
2人	576,840	20,000	28,360
3人	639,480	23,850	42,540
4人	661,920	27,050	56,720
以降1人増ごと	5,280	1,000	14,180

C 教育扶助等

区 分	扶助額 (年額:円)
適用開始月の属する年度の4月1日現在 6歳～11歳の者1人につき	63,720
適用開始月の属する年度の4月1日現在 12歳～14歳の者1人につき	111,360
適用開始月の属する年度の4月1日現在 15歳～17歳の者1人につき	144,120

ただし、15歳から17歳の者は高等学校等に通学するものに限る

D 母子加算 (要件Ⅰ又は要件Ⅱに該当する児童を養育している場合)

区 分	加算額 (年額:円)
児童1人	279,120
児童2人	301,200
以降1人増毎	11,280

要件Ⅰ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

要件Ⅱ 20歳未満の障がい児

E 障がい者加算

区 分	加算額 (年額:円)
身体障がい者1級・2級等	322,200
身体障がい者3級等	214,680

F 児童養育加算

区 分	加算額 (年額:円)
適用開始月の属する年度の4月1日現在 2歳以下の者1人につき	180,000
適用開始月の属する年度の4月1日現在 3歳以上11歳以下の者1人につき (第2子まで)	120,000
適用開始月の属する年度の4月1日現在 3歳以上11歳以下の者1人につき (第3子以降)	180,000
適用開始月の属する年度の4月1日現在 12歳以上14歳以下の者1人につき	120,000